四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公 布する。

平成29年12月25日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第3号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年教育委員会規 則第11号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (個人使用に供する施設及び使用日) (個人使用に供する施設及び使用日)

第3条 個人使用に供する施設は次の表 の左欄に掲げる施設とし、その使用日 は同表の右欄の期間内で、指定管理者 が委員会の承認を得て定める日とする 。ただし、委員会が特別の理由がある と認めるときは、同表の右欄の期間を 変更することができる。

施設名	期間
霞ケ浦プール	7月5日から8
	月31日まで
(略)	1月4日から1
中央緑地陸上競技	2月28日まで
場 (中央緑地フッ	ただし、温水プ
トボール場Aフィ	ールについては
<u>ールド)</u>	、月曜日(その
(略)	日が国民の祝日
	に関する法律に
	定める休日に当
	たるときは、そ

第3条 個人使用に供する施設は次の表 の左欄に掲げる施設とし、その使用日 は同表の右欄の期間内で、指定管理者 が委員会の承認を得て定める日とする 。ただし、委員会が特別の理由がある と認めるときは、同表の右欄の期間を 変更することができる。

施設名	期間
霞ケ浦プール	7月5日から8
	月31日まで
(略)	1月4日から1
中央緑地陸上競技	2月28日まで
場	ただし、温水プ
(略)	ールについては
	、月曜日(その
	日が国民の祝日
	に関する法律に
	定める休日に当
	たるときは、そ

の翌日)を除く

2 (略)

(仮予約の申請)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第2野球場、電ヶ浦第2野球場、ボール場、や東緑地フットボール場、中央緑地フットボール場、野球場、乗坂ソフトボール場、乗野球場、乗坂ソフトボール場、・サッカー場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及で・サッカー場がでとする。

(設備器具等の利用料金)

第13条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる使用について、当該各号に定 めるものが使用する場合の運動施設の 設備器具及び備付物品の利用料金は、 別表第3に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 条例別表第3に規定する個人利用 料金に係る使用 中学生以下及び市 内の心身障害者で、受付において身

の翌日)を除く

2 (略)

(仮予約の申請)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はそうものとする。ただし、霞ヶ湖第1野球場、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦第2野球場、北条野球場、サッカー場、北条野球場、北条野球場、サッカー場、北条野球場、場別では、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田サボール場及び本郷河川敷グラウンドにつる。では、使用日前30日前までとする。

(設備器具等の利用料金)

第13条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる使用について、当該各号に定 めるものが使用する場合の運動施設の 設備器具及び備付物品の利用料金は、 別表第3に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 条例別表第3に規定する個人利用 料金に係る使用 中学生以下及び市 内の心身障害者で、受付において身

- 体障害者手帳<u>療育手帳又は精神障</u> 害者保健福祉手帳を提示したもの
- (3) 条例別表第4に規定する回数使用 券に係る使用 中学生以下及び市内 の心身障害者で、受付において身体 障害者手帳<u>療育手帳又は精神障害</u> 者保健福祉手帳を提示したもの

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる

還付する場合	還付する額	
(略)	(略)	
使用日の14日前まで	利用料金の全	
に使用許可の取消しを	額	
申し出た場合において		
、指定管理者が相当の		
理由があると認めたと		
き。ただし、霞ヶ浦第		
1野球場、霞ヶ浦第1		
野球場会議室、霞ヶ浦		
第2野球場、霞ヶ浦サ		
ッカー場、中央緑地フ		
<u>ットボール場、</u> 松原野		
球場、北条野球場、垂		
坂サッカー場、垂坂ソ		

- 体障害者手帳<u>又は療育手帳等</u>を提示 したもの
- (3) 条例別表第4に規定する回数使用 券に係る使用 中学生以下及び市内 の心身障害者で、受付において身体 障害者手帳<u>又は療育手帳等</u>を提示し たもの

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる

還付する場合	還付する額
(略)	(略)
使用日の14日前まで	利用料金の全
に使用許可の取消しを	額
申し出た場合において	
、指定管理者が相当の	
理由があると認めたと	
き。ただし、霞ヶ浦第	
1野球場、霞ヶ浦第1	
野球場会議室、霞ヶ浦	
第2野球場、霞ヶ浦サ	
ッカー場、松原野球場	
、北条野球場、垂坂サ	
ッカー場、垂坂ソフト	
ボール場、鈴鹿川ラグ	

フトボール場、鈴鹿川		ビー・サッカー場、鈴	
ラグビー・サッカー場		鹿川河原田野球場、鈴	
、鈴鹿川河原田野球場		鹿川河原田ソフトボー	
、鈴鹿川河原田ソフト		ル場、本郷河川敷グラ	
ボール場、本郷河川敷		ウンドについては、使	
グラウンドについては		用日の30日前までと	
、使用日の30日前ま		する。	
でとする。			
(略)	(略)	(略)	(略)
2及び3 (略)		2及び3 (略)	

改正後

別表第2(第8条関係)

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日	
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦サッカー場、霞ヶ浦弓道	使用しようとする日の属する月の初日前3	
場、中央緑地体育館、中央緑地体育館第2会議	月の2日後	
室、中央緑地第2体育館、中央緑地フットボー		
<u>ル場、</u> 楠緑地多目的運動場、楠緑地体育館、楠		
緑地テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川		
ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場、本郷		
河川敷グラウンド		
<u>霞ケ浦テニスコート、</u> 三滝テニスコート	使用しようとする日の属する月の初日前3	
	月の4日後	
(略)		

改正前

別表第2 (第8条関係)

別表第 2 (第 8 条関係) 			
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日		
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦サッカー場、霞ヶ浦弓道	使用しようとする日の属する月の初日前3		
場、中央緑地体育館、中央緑地体育館第2会議	月の2日後		
室、中央緑地第2体育館、楠緑地多目的運動場			
、楠緑地体育館、楠緑地テニスコート、三滝武			
道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂			
坂サッカー場、本郷河川敷グラウンド			
三滝テニスコート	使用しようとする日の属する月の初日前3		
	月の4日後		
(略)			

改正後

別表第3 (第13条関係)

設備器具等利用料金の限度額

設備器具等利用料金の限度	額	<u> </u>			
施設名	種別	単位	金額	備考	
(略)					
楠緑地多目的運動場	(略)				
三滝テニスコート、楠緑	拡声装置	1式1回	430円		
地テニスコート	照明装置	1面1時間	520円		
	シャワー室 (温水のみ)	1室1回	540円		
		1人1回	100円		
霞ヶ浦テニスコート	<u>拡声装置</u>	1式1回	430円		
	ポータブルワイヤレスア	1式1回	220円		
	<u>ンプ(マイク付)</u>				
	特殊電灯電力料	1口1時間	40円		
	照明装置 (屋外コート)	1面1時間	180円		
	照明装置(屋根付コート		120円		
	<u>)</u>				
	照明装置 (サブコート)		240円		
	照明装置(メインコート		480円		
	<u>)</u>				
霞ヶ浦プール	(略)	(略)	(略)		
(略)					
陸上競技場	(略)	(略)	(略)	(略)	
中央緑地フットボール場	拡声装置	1式1回	430円		
	ポータブルワイヤレスア	1式1回	220円		
	ンプ (マイク付)				
	特殊電灯電力料	1口1時間	40円		
	照明装 全灯	1面1時間	1,920円		
	置 (A フィールドの		1,650円		
	<u>フィー</u> <u>み</u>				
	ルド) トラックのみ		940円		
	照明装		1,280円		
	置 (<u>B</u>				
	<u>置(B</u>				
	置 (B ・C フ				
	<u>置(B</u>				
(略)	置 (B ・C フ ィール				

備考

1から3まで (略)

改正前

別表第3(第13条関係)

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別	単位	金額	備考
楠緑地多目的運動場		(略)		
テニスコート	拡声装置	1式1回	430円	
	照明装置	1面1時間	520円	
	シャワー室(温水のみ	1室1回	540円	
)	1人1回	100円	
(追加)				
霞ヶ浦プール	(略)			
(略)				
陸上競技場	(略)	·		
(追加)				
(略)				

備考

1から3まで (略)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)中、霞ケ浦テニスコートに関する規定は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年四日市市条例第 号。以下「条例」という。)附則第1項第2号に規定する規則で定める日(以下「第2号適用日」という。)から、中央緑地フットボール場に関する規定は、条例附則第1項第3号に規定する規則で定める日(以下「第3号適用日」という。)から、それぞれ適用する。
- 3 前項の第2号適用日又は第3号適用日前に、改正前の四日市市運動施設の設置及び管理 に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規 定によりなされたものとみなす。